

## 広報かどま令和4（2022）年11月号

### 子どものオンラインゲームへの課金にご注意を！

- ① 使用しなくなったスマートフォンを子どもに与えていたら、子どもがオンラインゲームで課金をし、クレジットカード会社から高額請求を受けた。
- ② 保護者のスマートフォンでオンラインゲームをさせていたら、キャリア決済で高額請求された。

このようなゲーム課金の相談が増えています。原則、未成年者契約の取り消しは民法で認められており、取り消しを求めることはできますが、オンラインゲームは誰が利用したのかの証明が困難で、事業者に取り消してもらえないケースもあります。

\*使用しなくなったスマホから、クレジットカード情報は削除しておく。

\*保護者のアカウントで子どもに利用させる場合は、プラットフォームとキャリア決済のアカウントを確認し、決済時にはパスワード入力が必要な設定にしておく。

\*課金の制限ができるペアレンタルコントロールの設定にしておく。

\*課金時に決済完了メールが届くように設定し、メールは確認するようにする。

子どものゲーム課金に気づいた時には、すぐに消費生活センターに相談してください。

門真市消費生活センター

06-6902-7249